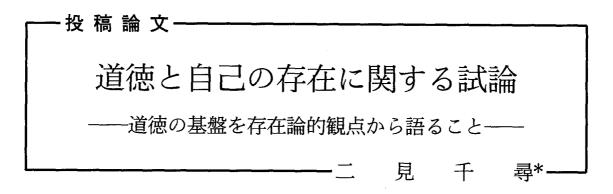
Title	道徳と自己の存在に関する試論:道徳の基盤を存在論的観点から語ること
Sub Title	An essay on 'being moral' and the being of self : inquiring into the foundation of morals from ontological point of view
Author	二見, 千尋(Futami, Chihiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2002
Jtitle	哲學 No.108 (2002. 2) ,p.123- 145
JaLC DOI	
Abstract	The basic inquiry, 'why should I be moral ?', is essentially to seek for the rationale of the validity itself of morals. That is, what is here to be asked is a reason why 'this-F should be moral in spite of no need to be so rationally. Nevertheless, without replying to this seriously, so far moral philosophy seems only to have been elucidating an aim and a meaning of moral judgements or activities so as to be in vindication of morals. Morals is there made an obvious premise as a system, and a moral agent is taken for merely a general-formal one who cannot but be subject to that system. Then, to give another reply not as before, this paper aims at sorting out the structure of a primitive state of 'I-being-moral' from the ontological point of view. In short, apart from the regulative moral system, 'this-F will become aware of 'I-being' in a different way from the existence ruled over by that system. And with that 'this-F (namely the very unique Self as agent), who can be either moral or immoral, comes to express his own attitude intentionally and autonomically toward morals. Just this process should be moral, in other words 'ethical', that may be at the same time accompanied with the transformation of the world where 'this-I' appears.
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000108- 0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



An Essay on 'Being Moral' and the Being of Self ——Inquiring into the Foundation of Morals from Ontological Point of View——

Chihiro Futami

The basic inquiry, 'why should I be moral?', is essentially to seek for the rationale of the validity itself of morals. That is, what is here to be asked is a reason why 'this-I' should be moral in spite of no need to be so rationally. Nevertheless, without replying to this seriously, so far moral philosophy seems only to have been elucidating an aim and a meaning of moral judgements or activities so as to be in vindication of morals. Morals is there made an obvious premise as a system, and a moral agent is taken for merely a general-formal one who cannot but be subject to that system.

Then, to give another reply not as before, this paper aims at sorting out the structure of a primitive state of 'I-being-moral' from the ontological point of view. In short, apart from the regulative moral system, 'this-I' will become aware of 'I-being' in a different way from the existence ruled over by that system. And with that 'this-I' (namely the very unique Self as agent), who can be either moral or immoral, comes to express his own attitude intentionally and autonomically toward morals. Just this process should be moral, in other words 'ethical', that may be at the same time accompanied with the transformation of the world where 'this-I' appears.

^{*} 慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程(倫理学)

0. 問いの端緒

ブラッドリーが「何故,私は道徳的であるべきか?」という根本的な問 いを提示して以来(1), 倫理学(道徳哲学)はその答えとして数多の理論・ 学説を提出してきた、しかし、それら諸理論が展開する議論に共通してい る態度は、この問いに隠れたもう一つの問いかけに対する(意図的な、或 いは、無意図的な)無関心、それに取り組むことへの情熱の欠如である。 つまり、この問いの背後にある、「そもそも道徳的である必要はなく、そ してまた,理性的である必要もないにも拘わらず,何故,この私は道徳的 であるべきと言えるのか?」という道徳の妥当性そのものの根拠(理由) への問いかけは,決して真摯に受け止められてこなかったのである.勿 論,この問いかけ自体が,何らかの理由を要求しているという点で,或る 意味では道徳的な判断と言える(本論では、この意味で「道徳的」である ことは、既存のものと区別する為に「倫理的」であると呼ばれる.).とな れば,なおさらこの問いかけに答えなければならないだろう.本論の主眼 とするところは、何よりもこの問いかけに真面目に取り組むことにある. 即ち、自己の道徳的な在り方を探求することで、道徳的である事態が生じ てくる基盤を問おうとすることである.

1. 道徳の根本問題はどこにあるのか

今,正に道徳的であるべく自らを導かんとする我々は,果たして善・悪の何れをも選択し得る自由な存在であるのだろうか.自ら自律的な道徳的存在たることを標榜し,已を束縛する自然からの離反を企てても,それすらも自然的プロセスとして予めプログラムされていることに過ぎないのではないか.我々人間は,どこまでも自然的存在でしか在り得ない.そればかりか,我々が生きる社会も,そして我々に纏わりつく道徳すらも,自然選択やそのランダムな変容作用といった自然のメカニズムの所産に他なら

(124)

ない⁽²⁾.仮に、これが人間の真実であるとするならば、我々が行う道徳的な価値や当為の探究とは、専ら事実としての自然的世界の在り様の探究を意味することになるだろう.

実際,こうした自然主義理論の立場から,道徳的な価値や当為を記述可 能な自然的事実へと還元することにより,道徳的判断が孕む意味や内容, そしてその目的や原因に対する巧妙な説明が与えられはする.しかしなが ら,そこで開陳される説明自体,外在化された道徳的事実を記述し,その 真偽性を判定することによってのみ成り立つものである.そうである以 上,自然主義理論にあっては,自己への実践的な指図として現れる道徳の 根拠そのものへの問いは看過されているのであり,ましてや,道徳なるも のそれ自体が如何にして産出されるのかという根本的な問題については何 ら言及されることもない.

他方,かの「自然主義的誤謬」の告発を端緒として⁽³⁾,自然主義理論に 対するアンチテーゼを唱える非自然主義の理論は,自然への隷属から道徳 を解放し,特異なる事態としての道徳の復権を図ろうとする.そこでは, 道徳的な判断(価値や当為)の自然的事実(存在)からの分離が際立たせ られることにより,専ら道徳なるものの構成要素とされる前者を主たる探 究の対象とした上で,道徳を基礎付けんとする数多の試みが展開される. その基礎付けが導出するものは,「道徳的であるとは,何の為にか?」と いう道徳の目的であり,さらには,そうした目的を基準としての「我々 は,かように道徳的である為に,何を善いとし,何を行うべきか?」とい う道徳的判断の定義である.

だが、この余りに完結した基礎付けには、一つの問題が看取される. っ まり、ここに現れる道徳は、端からその妥当性が前提されているが故に、 我々に外在的に服従を強いる権力的な制度と化してしまっているのであ り、その制度下にある(道徳的である)以上、誰もが暗黙裡にそれに従わ ねばならないものとなる. 従って、こうした制度的道徳の内部に閉じ込め られる限り、その基礎付けの試みは、道徳の制度の内に已に書き込まれて いる内容を反復するだけの、「正にそうすべきであるが故にそうするのだ」 式の自己言及的なものとならざるをえない.とすれば、ここから道徳の根 本問題、換言すれば、道徳的であることの妥当性そのものの根拠や道徳の 生成基盤に関して問われることは決してあり得ないのである.

上述の如く、道徳に潜む根本問題は、自然主義理論や非自然主義的な理 論が提示するような形では見い出すことはできない.道徳的であるとは, 自然的事実のように真偽を争うものでもなければ、制度的道徳のように服 従が不可避な権力として現れるものでもない.道徳的であると意識される 場面で、自己は、匿名性を剥ぎ取られた存在として何らかの態度の表明を 迫られる、そして、その表明を介して自ら「他ならぬ誰か(私)」である ことを示すと同時に、道徳をテーマとした舞台(世界)に自ら登場するの である.「道徳的たるべきか,否か」に煩悶する彼の眼前には,当然のこ とだが,他の不道徳的な在り方の可能性が絶えず開かれている.道徳を拒 否し. 不道徳的な在り方を選択することも断じて誤りではなく, 充分に正 当化される態度なのである。こうして道徳と対峙する自己は、道徳の外部 への眼差しを道徳の内部へと持ち込むことで、次の問いを発するであろ う.「何故,私は,そうである必要がないのに,道徳的であるべきなの か?」「何故,この私に道徳的である事態が生じるのか?」と、道徳の根 本問題は、正に、自然的・制度的道徳を超えて道徳の妥当根拠を探り、 (道徳的であることを含めた)諸々の可能性の中で或る態度を選び採ろう とする理由を問うことで顕在化してくる筈である。本論は、正にこの論点 から道徳そのものの基盤を問い直す試みである.

2. 道徳を存在論的観点から問い直すということ

道徳的であることの意識が生起する背後には,自己が道徳を前にして何 らかの態度の表明をすることを可能にする世界が,即ち,自己が道徳との

(126)

関係に於いて自らの何らかの企図を語ろうとすることを可能にする「場」 が潜んでいる. 意識された現実の道徳は, この「場」に於ける生成の徴 (表象)に過ぎない. 従って, 道徳そのものの基盤は, 道徳に関わる自己 の「存在する」ことを可能ならしめる「場」を問うこと, つまり, 存在論 的な観点からの問いによって明らかにされるであろう.

確かに、ヘアは「道徳哲学は存在論抜きで行うことができる……」(4)と 述べているのだが,しかし,この見解をもって存在論を排除すべしと断ず るのは早計であるかもしれない、というのも、この直後に、「わたしが考 えているのは、それとは違った次のような問題である。――言葉の論理的 性質に関する問いと世界の事実に関する問いの他に,それらいずれの問い に対する答えによっても決定できない独自の評価的あるいは指令的問題が 残るのだろうか?」⁽⁶⁾と述べられているが、ヘアが言うところの「論理で も事実認識でもない純粋な評価あるいは指令」という道徳的思考に於ける 別の要素こそ,(彼の意に反して)道徳そのものの基盤に触れているので あり、それについて語ること自体、存在論的観点を抜きにしてはあり得な いであろうからである。非道徳的な事実と道徳に関わる事実を峻別した上 で,道徳に関する事実を縒り出し,そこで用いられる道徳言語に潜む論理 を分析することを通じてヘアが導き出した指令性と普遍化可能性いう道徳 の特質⁽⁶⁾は、一つの規準として現実の道徳的葛藤を解決する為の理論装置 としては極めて有効且つ妥当なものと言える.しかしながら,この有効性 を享受できるのは、道徳の制度を已に受け入れ、その内部に属する普遍的 理性存在者(7)である限りに於いてのみであって,道徳の自明性そのものに 疑念を抱く者、即ち、道徳の外部への眼差しを一瞬でも垣間見た者にとっ ては、その装置によって何ら解決を得られない、そうであるが故に、後者 の立場から道徳哲学を行おうとすれば、ヘアが回避した存在論的な問いが 不可避なものとなるのである.

では後者は、何故に道徳の外部を感受してしまうのか?誤解を恐れずに

(127)

言うならば、それは、道徳の制度が突き付ける「道徳的である『べき』」 という要請に対して、制度内部で盲目的に従っている時には感じ得なかっ た「権力」という異臭を嗅ぎ取るが故である.こうして既存の道徳的な 「べき」が持つ「権力」が色褪せた時、そこには既存のものとは異なる他 の可能性が現われる.そして、後者は改めて以下のような問うことにな る.「何故、私は道徳的である『べき』なのか?」と.尤も、この問いに 対して、適切な仕方で答えが与えられることはない、換言すれば、道徳的 な「べき」の根拠が解明されることはないであろう.何故ならば、そこで 敢えて根拠を求めようとすれば、記述可能な自然的制度や道徳的制度を超 越し、それらを統制する上位の制度を想定しなければならないのだが、そ の更なる高位の制度の正体とは、実は我々の現今の存在を可能ならしめて いる「場」そのものと言うべきものであり、その段階にあっては制度の統 制力自体が失われているのであるから、最早、通常の意味に於ける当為と いうものが見い出せないが故にである.

とはいえ,そうであるのなら,我々は道徳自体の根拠を探求することを 断念せざるを得ないのであろうか? 我々は無根拠(観察に依らない直観 的)な仕方ではありながら,世界が在り,その世界に対峙する自己が在る という事態を知っている.そして,この世界や自己といった事態と,それ とは異なる在り方を志向する某かの思慮とのせめぎ合いの内にこそ,正に 根源的とも言える道徳的な葛藤が出来することに気づいている筈である. なれば,現に為している道徳なるものに忍び込む存在のレヴェルを問うこ とで,それは已に道徳の基礎付けという本来の意味を喪失してはいるだろ うが,道徳を介して我々が何を為そうとしているのか,道徳なるものの在 所を幾許か解明できるのではないだろうか? ここから,道徳的であるべ きとされる自己によって提出される「何故,この私に対して道徳的である 事態が生じるのか?」という道徳の根拠そのものへの問いは,「道徳的で あるとは,私が如何に在ることなのか?」という存在論的観点からの問い

(128)

へと書き換えられることになる.要するに,道徳的「べき」を突破するこ とを可能にするのは,道徳の制度が持つ前提(根拠)に拘束されたより普 遍的な「べき」などではなく,その前提に距離を置いた「決してこうある 必要はなく,それとは異なる仕方で在り得る」自己の存在への気づき(認 識ではなく)なのである.

3. 「意志の弱さ」がもたらす道徳への問い

上述の如く道徳なるものを存在論的な観点から問う手始めとして,先 ず,道徳なるものがその制度の秩序(整合性)を乱すものとして断罪する 「意志の弱さ」の問題について,若干の考察を加えてみたい.

従来の、その制度内部から道徳を基礎づけようとする道徳理論に於いて は、私が、或る行為 X を為すべきと道徳的に判断していながら、実際に はそれに反し、半ば意図的な形で別の行為 Y を為そうとする際、私の意 志は弱いと看做される.あるいは、私は、あらゆる道徳的判断に照らした 上で X を行うことがより善いと知りながらも,それを行うだけの意志の 力を持っていない者という評価を下される。というのも、「X を行う『ベ き』| という判断は、それが道徳の制度内で何らかの普遍的法則を前提に して下されたものである以上、抗うことの許されない実践的必然性「X を為さ『ねばならない』」を有していなければならず,同時に,実際に行 |為する可能性「X を為すことが『できる』」を孕んでいる筈だからであ る、この「ねばならない」と「できる」の一致こそが、道徳の制度が持つ 非顕在的な「権力」を保証しているのであって、従って、ここではあくま で原理上は、道徳的判断に反して意図的に行為することはあり得ない、寧 ろ、制度内部で道徳であることの機能の一つは、「権力」に従い、それに 反しないように自己を制することなのである.だからこそ,X以外の行 為を敢然と為すこと、または、その可能性を捨て切れないことに対して は、「意志の弱さ」という汚名が与えられ、情動や欲望の誘惑に心を奪わ

れた挙げ句の果ての自己制御の失敗や無抑制といった非難が浴びせられる ことになる⁽⁸⁾.

従来の理論が行う「意志の弱さ」へのこうした非難の内には、自らを保 持せんとする狡猾な論理操作(レトリック)が見て取れよう.その非難 は、そもそも(制度的道徳とは異なる在り方としての)非道徳的な「意志 の弱さ」に向けられてはいない、というのも、その非道徳性に鉾先を向け てしまうと、道徳の外部の可能性を認めざるを得なくなってしまうのだ が、それは制度自体の拘束力を相対的なものへと貶める結果に繋がるが故 である、意志の弱さは道徳からの「逸脱」としてではなく、どこまでも (制度的道徳の一つのバリエーションとしての)反道徳的なものとして語 られることになる。こうして意志の弱さを敢えて自らの内に取り込み、非 難することで、道徳の制度の権威を強化しようとしているのである⁽⁹⁾、こ うした意志の弱さと道徳的な脆弱さとを結びつける思考の背後に、あらゆ る欲求を超えた道徳的なるものの強靱さ(無条件性)と私的な意図から徹 底して自由たらんとする自制の強さとを結びつける論理が働いていること を見抜くことは、実に容易いことである。そして恐らく、この論理の遂行 者として念頭に置かれているのは、個別的なもの一切を普遍妥当的に抑制 する道徳的なものを自由な意志のもとに構築する者の姿、つまり、道徳の 実践的必然性を実現しようとする理性的存在者の姿なのである.

だが、この理性的存在者は、果たして本当に自由な存在なのだろうか? 道徳の制度内部に留まり、その「権力」を組織化することしか能わない彼 の営みは、つまるところ、制度の内容を反復するだけの自己循環的行為に 過ぎない(「私が為すべき行為は、私が現実に為さねばならない行為であ る」)のではないか.とすれば、彼には端から、複数の可能性の中で意志 に適う何かを選び採る自由はないだろう.彼は選び採っているのではな く、道徳の制度を揺るがすものに対して一貫して自制的なのである.さら には、道徳的であるより他の可能性が見い出せぬのであるから、そもそも

(130)

「意志の弱さ」自体が問題にならないことになろう.ところが,この私に とっては,「為すべき」とされることを充分に理解しつつも現にそれに反 することを為そうとする(或いは,異なる仕方での「為すべき」行為を志 向する)という,つまり,「ねばならない」が「できる」を含意しない事 例は決して珍しいものではない.その事例とは,道徳的たるべくXを為 すべき理由も,非道徳的たるYを為すべき理由も存在することを知って いるが故に,相互に独立し,決して両立し得ない行為間での選択を迫られ る道徳的葛藤という事例のことである⁽¹⁰⁾.言うまでもないことだが,道 徳的葛藤は道徳の制度内部からは適切な形では生じることができないので あって,この葛藤の中でこそ,Xを為すべきと知りながら,意図的にY を為すという意志の弱さ=自制の欠如が問題となるのである.道徳的に自 制的たることから離れたところに,道徳そのものを眼前にした意図的であ ることが現れる.かように「意志の弱さ」という事態の出来とは,自己に 於ける勝れて意図的な事態を語っている.

こうして道徳に外在的な視点を持ち込むことで,道徳的であることの特 異な在り方を問う可能性が以下の如き問いを通じて開かれるように思われ る.道徳なるものを眼前にしての自制の欠如は,私に如何なる意図的な事 態をもたらすのであろうか?その際,意図的に行為するその在り方とは, 一体何を意味するのだろうか?

4. 「意志の弱さ」が解き明かす「道徳的であること」 と自己の存在との関係

意志の弱さという事例がもたらした眼差しの転換によって、ここで漸 く、道徳の制度の内部にいる時には隠蔽されていた道徳的な在り様が明る みに出される.制度のみを棲家とする自己は、道徳的理性が要請する普遍 性を実現すべく、自らの眼前に現出するあらゆる事実を統御し、組織化し ようとする.それら諸事実を実践的必然性のネットワークの網に包摂しよ うとする自己の姿は、恰も、世界を所有せんと「権力」を行使する道徳の 代理人の如きである.彼はどこまでも能動的に世界を規定し続け、その結 果、自らの理性的な存在者としての地位を画定的なものとする.

道徳的に「為すべき」ことを確信する理性的存在者は、「何故、私は行 為Yや行為Zではなく,行為Xを為すべきか?|という問いに,その答 えとして例えば次のような類いの理由を挙げ得るかもしれない。即ち、 「X を為すことが全体の利益を増進するから. | という実質的理由をであ る.更にそれに対する理由(「何故,私は全体の利益を増進すべきなの か?」)を問われれば、その答えは最終的に「X を為すことが望ましいか ら(道徳的である為には X を為すべきであるから).」といった形式的理 由に行き着かざるを得ない⁽¹¹⁾.この形式的理由が有意味なものとして受 け入れられる為には、制度的道徳の妥当性が前提されていなければならな いのだが、「意志の弱さ」の事態の内にそのような前提は存在していない。 この段階に至って、意志の弱さの事態を牽強付会に道徳の論理に基づいて 解釈するのではなく、真摯に受け止め、そこに自制の欠如を感得するやい なや,道徳の制度の権化として世界を支配してきた筈の彼は,その世界か ら疎外され、孤立化する事態に直面するであろう、彼は、自らの行為の積 極的な意味も見い出せなければ、道徳的である「べき|理由も分からな い、そして、これまで疑念を挟む余地のなかった現今の「ねばならない (道徳的な『べき』)」という在り方が,決してそのように在る必要のない ものとして現われてくる、そこで彼は、再びこのような問いを突きつけら れることになる、即ち、「何故、私は、道徳的である『べき』こと欲する のか?」と、この反語的な問いが最早、道徳の制度の自明性を突破してい ることは言うまでもないであろう、この問いの発信者自体、変わり様のな い道徳の制度という世界の住人、換言すれば、そこで「誰が」を問われる ことのない匿名的な(形式的且つ一般的な)存在者ではないからである. このレヴェルにあって、道徳的であるべき必要は毛頭なく、非道徳的で

あることも充分に可能である自己は,画定した存在者としての足場を已に 失っている. 生(原初的な)の世界存在に触れた彼は、自身もまた、この 世界と交じり合うことを通じてしか在り得ないような無規定的且つ受動的 な存在であることを受け入れる他はなくなってしまう、無規定な存在であ るが故に、彼は、(道徳的)理性の要請に従って自らが為す「べき」こと を構築することができない.彼に許されているのは,感性的な意識の働き のもとに,自らが如何なる在り方(や行為)を欲しているのかということ に耳を傾けることだけである、ここでいう意識とは、世界そのものやそれ を構成するものに対して、何ものかを捉えようとする意識ではなく、そこ に在る何ものかから自然に湧き出してくる意識のことであり、存在が受動 的であるということの真意もここにある。とすれば、ここに一つの疑問が 生ずるであろう.つまり,自己の存在が受動的であり続けるのであれば, 彼は自らが何を欲しているのかについては知り得たとしても、如何なる態 度を採るかについて何も決定することはできないのではないか、と、確か に、自己の受動的な存在やそこに働く意識そのものは、何ら決定を下さぬ であろうし、何ら画定した結論も導き出すことはできないであろう、だ が、こうした自己の受動的な存在やそこに働く意識への眼差しを抜きにし ては、道徳的であることに「対して」(道徳的であることに「即して」で はなく)自己が何らかの態度を採ることを可能にする「場(世界)」が存 立し得ぬということも事実であると思われる.

自己の受動的な存在やそこに働く意識を媒介として,自己は以下のこと に思い至るであろう.即ち,自己は本来,道徳の制度といった加工された 現実の世界に,しかも理性的存在者としての自己という形では「存在して いない」のであり,生の存在としての世界と交じり合う無垢な存在という 形で「存在している」のである,ということに気づくであろう.そして, この「存在していない」と「存在している」との差異(ギャップ)を埋め ようとする要請こそが,某かの在り方や行為を採るように自己を促すので

ある. この促しは最早,道徳的・非道徳的「べき」を超えた「べき」とい うようなものであり,また,統制的な理性の制約を受ける訳でもなけれ ば,秩序を維持するという目的の実現に縛られる訳でもないが故に,完全 に「自由な意志」に基づくものであり,端的な意味において「意図的」な ものと言える. さらには,このように意図的に何らかの態度を採ろうとす る自己の姿勢こそが,制度という枠には収まり切らない「道徳的である」 こと,あるいは語弊を恐れずに別様の表現をするならば,根源的に「倫理 的である」ことなのである⁽¹²⁾.

「倫理的に」存在するとは意図的であること 一一他なる世界の生起

道徳の制度に属する限り、そこには一つの閉じられた世界しか存在しな い、誰もがそうあるより仕方がない世界の成員たることを強いられるので あるから、それとは異なる世界に自己(この私)が「存在する」可能性に 気づくこともないだろう.この閉じた世界に於いては無条件的に道徳的で あらざるを得ないのであり、その際、自己の意図的たらんとする在り方を 問題化すること自体,不合理なことである.この物言いに対して,次のよ うな反論も予想される、「我々は、たとえ道徳の制度を自明の前提として いると認めたとしても、自ら道徳的たるべくそうしているのであり、それ ぞれが個々の状況に於いて『X を為すべき』と主体的に決断しているの だ. | と. 自らの意図的な在り方を強弁するこの反論が欺瞞に満ちている ことは、その根拠を問うことで直ぐさま明らかになるだろう、道徳の制度 内に在り続ける限り、この「道徳的たるべき | 理由や「X を為すべき | 理由は結局のところ、「正にそうすべきであるが故にそうするのであり、 それが道徳的であることだ.」という制度の記述的意味内容を反復・確認 するものでしかない、つまり、主体的な決断とされるものの根拠は、前提 としている道徳の制度に過ぎないのであり、そうである以上、そこに意図

的な在り方を読み込むことは論理的に不可能なのである.

制度内で道徳的たらんとする者は必然的に,道徳の要請に従って,多様 な状況や事態を秩序づけ,全てに妥当する同一性の原理・原則を組み立て る.そして,彼はそれを通じて自らの普遍的な理性的存在者としての立場 を実現することとなり,結果,道徳の制度の構築に寄与するのである.前 述のように,制度外部への眼差しは一切遮断されている.従って,ここで 自己は道徳が織り成す一様の世界によって絶えず規定されるのであり,自 己はその世界に対して,あくまで道徳に即した形での一方向的な関わり方 しかできないのである.この在り方のどこに,正当な意味での意図が見い 出せるというのだろうか?

「この私は道徳的である(そのような態度を採らんとする)」や「この私 は道徳的でない(そうあることを必要としない)」という自己の在り方に 対する気づきは、制度的な道徳の世界に即して生きるという在り方とは異 なる、或いは、それを超越した世界との関わりと共に現れてくる.こうし た世界の存立は、他ならぬこの私がそれまでとは異なる仕方で「存在す る」ことによって可能となるのである。それ故に、道徳的であることに対 して如何なる態度を採るのかということの一切は、道徳的・不道徳的の何 れの立場も採り得る自己自身(この私)⁽¹³⁾に委ねられる。この採択の内 にこそ意図的なもの、即ち、自律的な意志の働きが認められるのであり、 だからこそ、道徳的である「べき」との態度の表明に対して、その根拠 (理由)への問いが正当な形で成立し得るのである(但し、この問いに正 当な答えが与えられるか?ということはまた別の問題である.)

この点について,自らの意図(意志)の表現をめぐるウィトゲンシュタ インの以下の語りは,極めて示唆に富んでいる.

「なぜ、わたくしはかれに、自分がしたことのほかに、さらに志向 をも伝達したいのか. ――その志向もまた、あのとき生じていた何 かであったからではない、あのとき起ったことを越え出ている、わ

たくしについての何事かを、かれに伝達したいからなのである.自 分のしたかったことを述べるとき、わたくしはかれに自分の内部 を開示している. ――が、ある自己観察に基づいてではなく、あ る反応(ひとはそれを志向と呼ぶことができよう)を介してであ る.」⁽¹⁴⁾

誤解を承知の上で、ウィトゲンシュタインの言葉に倣って言うならば、 自己が道徳に対して意図的に何らかの態度を採ることを語る際、その語り は単に、実際に採択される態度の実質的な意味内容を伝えんとしているの ではない. もし、それに尽きるというのなら、そこで伝えられる筈の実質 的な意味内容は、記述可能な事実として、従って、我々すべてに共有され るものとして既存の世界(制度的道徳の世界)の内部にあるのだから、そ れのみを改めて言挙げするというのは奇妙な話であろう. だが、自らの意 図的な態度についての語りは、そこに止まることなく、自己に於ける新奇 なる事態の生起を、即ち、この私がそれまでとは異なる仕方で、これまで とは別の他なる世界に「存在する」という事態を表明しようとしているの である. 要するに、「倫理的な」存在としての自己が自らの意図を語る時、 それは同時に、自己が生きる世界・場の変換を告げているのである⁽¹⁵⁾.

6. 「倫理的である」ことは普遍的であるのか

さて,前述のように,「道徳的(倫理的)である」ことが,存在と非存 在とのせめぎ合いの中で,意図的に某かの態度を採らんと葛藤する自己の 在り方そのものであるとするならば,この道徳的な在り方は果たして普遍 化し得るものなのだろうか?

周知の如く,道徳の制度にあって要請される道徳的「べき」は,普遍的 且つ記述的性質に於いて同一であると認められる全ての状況に対して,必 然的に同一の道徳的判断が下されなければならないという意味での普遍化 可能性を有しているとされる.つまり,ある状況では X を為す「べき」 としながら、この状況と全ての普遍的な性質が同じであるが、その行為の 担い手のみが異なるような他の状況では、Yを為す「べき」と判断する ことは許されない. もしそれを認めてしまえば、制度の根幹を成す道徳原 則が特定の個別者の原則を含まねばならなくなってしまい、その結果、道 徳原則そのものが普遍的なものではなくなってしまうからである. だから こそ、その制度内に生きる以上、同一と看做される複数の状況に対してそ の都度に異なった判断を下すことは、自己矛盾や論理的不整合を来すもの として非難されるのである.

では,倫理的な在り方の内に,こうした普遍化可能性は看取されるので あろうか?倫理的であるという場合、その発生源、即ち、存在と非存在の 差異を生む「存在する」こと自体が無規定的なものである.概念化を絶え ず逃れ、何ら画定されていない以上、そこには自己が従うべき普遍的な原 則などはそもそもあり得ない筈である。また、この私が「存在する」こと の内に、普遍的且つ記述的な性質が同一であるような複数の状況といった ものすら想定し得ない(第一,「存在する」ことやその世界そのものを記 述することは不可能である.仮にそれを試みたところで、記述された内容 は既存の世界の実質的内容と何ら変わりがないであろう.)のであり、そ こには常に、存在・非存在の差異を埋めるべく自らに対して何らかの態度 を採ることを促す自己の単一の状況があるばかりである。しかも、何らか の態度を採らんとする自己も、理性的な個別的存在者などでは毛頭ないの であって(仮にそうだとすれば、自己は恣意的な道徳の僭主と化してしま うが故である。)、受動的に「存在する」ことの流れの中に巻き込まれてい るのである.従って,倫理的な在り方には,(制度内の)道徳的な在り方 におけるが如き普遍化可能性は認められず、偏に「倫理的である」という その在り方そのものが普遍的であると言う他はない.

まとめるならば,以下のようになるだろう.(制度内で)道徳的である ことに於いては,「べき」が要請する態度は普遍的な道徳原則に適うもの として一様であらねばならず、それは必然的に普遍的性質を共有する如何 なる状況に対しても適用されなければならない.そして、この意味でのみ 普遍化可能性を認めることができる.他方、倫理的であることに於いて は、実際に結果として採用される態度は多様であり得るのだが(決して道 徳的であるべき必要はない故に.)、倫理的な在り方そのものは、常に、存 在・非存在という関係に晒された自己の単一の状況に求められるのであ り、最終的には「存在する」という唯一的な在り方へと束ねられる.この 限りに於いてのみ、それは普遍的な在り方と言い得るのである.

このように制度的道徳にとって普遍化可能性は必要不可欠な原則である が故に、その立場からすると、道徳の普遍的な原則や指図を受容すること を避けるア・モラリストの存在は決して容認されるものではない、その制 度の外部へと視線を持ち出せば、実際には、道徳的判断に何ら関心を示さ ず、道徳など全く意に介さない立場が充分に可能であることを否定出来な いにも拘わらずである。そこで制度的道徳の立場は、ア・モラリストを懐 柔すべく、巧妙な読み替えを行う、「ア・モラリストは、自らの利益に反 するとの理由から、『道徳的であるべきか、否か』ということに対して中 立の判断を下している。だが、実は、この判断は一種の『道徳的』判断に 他ならない.」という具合に、つまり、ア・モラリストですら、どこまで も道徳的であるべきことが強要されるのである.

一方,倫理的な在り方に於いては,自己が従うべき普遍的な道徳原則 も,普遍化可能な道徳的諸状況も端から存在しておらず,その在り方その ものが普遍的であるというだけである.何故なら,自己が「存在する」こ とに気づき,そして,それを可能ならしめる他なる世界の生起を感受する 以上,倫理的であらざるを得ないのだから.しかも,道徳と対峙して, 「この私は道徳的たらんとする」や「この私は道徳的である必要はない」 といった自らの意図を語る時,倫理的な自己は,何ら道徳的に中立の判断 を下している訳でもない.さらに,倫理的に在ることが,自己が存する世 界の変換を告げているというのであれば、その変換は極めて私秘的な事態 と言えるだろう(倫理的在り方そのものは普遍的であるにも拘わらず). となれば、倫理的であることは万人に強要される類いのものではなく、 従って、ここではア・モラリストたる可能性を否定することは出来ない、 寧ろ、ア・モラリストを否認するということ自体が成り立たないのであ る.

7. 「倫理的である」とは,存在の可能的不在へと 差し向けられること

「存在する」ことへの眼差しを獲得した自己に対しては,根源的な道徳 的葛藤の最中にある自己が倫理的な在り方をしていることを知る道が開か れることになる、この時、自己は、道徳の制度のもとに織り成される現実 の世界に、そしてその中で道徳的普遍性を実現する理性的存在者としては 「存在していない」.しかし,逆説的ではあるが,道徳的であることの根拠 を喪失することで(道徳の妥当性そのものを問うことで),彼は自らに倫 理的であるという新たな可能性を開くのである、ここで「新たな」という 言葉が意味しているのは、単に「これまでには存在しなかった」というこ とでも、「既存の基準(道徳原則)やその実質的意味内容とは全く異なる 別の」といったことでもない.倫理的であることの核心は,過去(「伝統」 としての制度的道徳)の再現・反復にではなく、現今に於ける道徳そのも のに対する自己の態度表明、即ち、道徳そのものと向かい合う自己が来る べき(未来の)自らの姿を語ることにある、となれば、この「新たな」と いう言葉は、「既存の仕方ではなく、それ以外の在り方ではあり得ない、 他ならぬその場に於いて」という強い意味で用いられていることとなる. この意味を看過し、「新たな」可能性として示されるものの実質的内容だ けを敢えて切り取ろうとするならば、そこでは既存のものと何ら変わらぬ ものが見い出されるだけである。何故なら、倫理的であることが世界の変

換を告げていようと,世界自体の事実内容や論理形式は不変であるからで ある.

屋上屋を架すならば、無垢な存在である自己は、世界と受動的に関わる 形でのみ「存在している」」自己は、自らの存在と非存在との不連続を感 受することにより、それらの隔たりを埋めようとする意志を汲み取ること になる。その意志を受け継ぎつつ、意図的に自らの態度を採らんとする自 己の在り方こそ正に倫理的なのである。「伝統」や「権力」としての道徳 の制度を棲家とする限り、我々は必然的に道徳的であるものとして規定さ れる。一切は折り込み済みなのであり、他なる可能性など想定し得ない。 それにもかかわらず、道徳の制度そのものの根拠を問う場が開けた時、そ こには自由な意志を持った自律的自己(この私)が登場するのである。こ のことは、ニーチェの以下の言説とおそらく符合している。

「人間は風習の道徳と社会の緊衣との助けによって,実際に算定し うべきものにされた.しかしながら,もしわれわれにしてあの巨怪 な過程の終点に身を置くならば,すなわち,樹木がその果実を成熟 せしめ,社会と風習の道徳との本来の自的がついに明るみに持ち出 されるその点に身を置くならば,われわれはその樹木に実った最も 成熟した果実として,独裁的個体を見い出すのだ.それは自己自身 にのみ等しい個体,風習の道徳から再び脱却した個体,自律的・超 倫理的な個体(「自律的」と「倫理的」とは相互に拒斥するから) である.⁽¹⁶⁾

本論に即して言い換えれば,ニーチェが述べる「独裁的個体」とは,自 由な意志を携えた倫理的な在り方をする自己(独我的なこの私)となるで あろうし,「倫理的」であることとは,制度の内部に於いて道徳的である ことを指すものと看做され得るであろう.このように理解するならば,彼 の言説の内に,制度的道徳によって規定される普遍的な理性的存在者たる ことを拒絶し,道徳的であるべきか,否かを意図的に語らんとする自律的 な自己の姿を看取することは充分に可能であると思われる.

だが、自己は、こうした自らの「存在する」ことをめぐる一連の事態 を、次の二つの理由から厳密に認識(理解)することが出来ない、第一 に、倫理的であることの契機となる世界の変換や自己の「存在する」こと を認識する為には,そこにさらなる外在的視点を導入しなければならない のだが、その世界や「存在する」ことを超え出るルートは閉ざされている が故である. 第二に, 仮にその世界や「存在する」ことを言説化しようと してみても、「存在する」ことが概念化を拒絶するものである以上、その 試みは挫折せざるを得ないが故である.従って,「存在する」とは何かを 問うことは一切叶わず,それは絶えず現実の世界から逃れ去り,隠蔽され るのである、そこで、我々はこう結論づけるしかなくなる、倫理的である ことは、その眼差しを「新たな」ものへと指し向けている以上、顕在的な 「かく在り|式の存在に釘づけされることはない.自己は最早,過去の遺 物としての道徳的存在者たることの呪縛を脱している.「偶然性の支配す る他ならぬこの場で、この私は、どのようにでも在り得るからこそ、これ まで何処にも無かった仕方で存在している. | このように自己は, 謂わば 永遠の可能的な不在を志向することによって、今、そして未来に対して未 決の状態で開かれているのである. この一部始終を記述し, 我々に共有可 能な形ものとして理解(解釈)しようとすることは、人間に於けるその欲 | 求や性向は認めつつも,極めて困難なことと言う他はない.別様に表現す れば、次のようになろう、倫理的であるという時、自己は、行為として結 実するものを超えた何ものか、つまり、自らにそれを生み出さしめたプロ セスそのものについて語っている.そして,このプロセスは,それが観察 を通じて認知されることはない以上、現に自らが語っているということな くして、そのプロセスは存在しえないとしか言い様がないものなのであ る.

とはいえ、こうした捉え難き自らの「存在する」ことへの眼差しを自己

(141)

から奪い取ることは、自己が「道徳的」であることの基盤を、即ち、真に 倫理的であると言い得る自己の在り方を永遠に我々の眼前から隠蔽するこ とに繋がるであろう.概念的に代替可能な自己の集積体としての「我々」 の道徳とは別個に、他ならぬ「この私」(「存在する」自己)が道徳的であ ることを問題化して初めて、これまで隠されていた道徳の基盤を問うもう 一つの可能性が開かれるのである.このように考えると、ハイデガーの以 下の言葉は実に味わい深いものとして響いてくる.

「事物的存在者にとってはおのれの存在は『どうでもよいもの』な のである. 綿密に吟味すれば, 事物的存在者は, おのれにとってそ の存在がどうでもよいものでもありえなければ, どうでもよくない ものでもありえないというふうに『存在している』のである. 現存 在を語りかけるときには, この存在者がもっているそのつど私のも っであるという性格にふさわしく,『私が存在する』,『君が存在す る』というように, いつでも人称代名詞をそえて話さなければなら ない.」⁽¹⁷⁾

注

- (2)「規範的な倫理が、自然選択によって、我々を社会的存在にするためにとられた適応にすぎないということがわかってしまえば、道徳に基盤があると思うことの素朴さも見えるだろう、道徳は、むしろ、種が持つ集合的な幻想であり、我々を『利他的』にするためにセットされるものだ.」、 M・ルーズ「進化論的倫理の擁護」(J-P・シャンジュー監修、松浦俊輔訳『倫理は自然の中に根拠を持つか』産業図書、1995年)pp.54-55. 私見では、自然的事実によって道徳が「客観化」されるのではなく、道徳そのものを「隠喩的」に語る為に自然的事実の存在が要請されるのである.

哲 学 第108集

ルーズの主張には、この観点が欠落していると思われる.

(3)「約束の履行を命ずる道徳規則が自然的でないことは明らかだ」という言説からも、ヒュームが、自然主義的誤謬の告発に先んじて、自然的事実と道徳的判断とを「区別」していたことは疑い得ないだろう。しかしながら、別の箇所で為される彼の批判、即ち、事実内容を記述するものとしての「である」という命題が、突如として新しい関係の表明である筈の「べき(べきでない)」という命題に結ばれることに対する彼の疑念を、直ちに、「である」から「べき」を導出することは出来ないと解釈する(読み替える)ことの是非に関しては、未だ多くの問題が残されるだろう。

Hume, D., A Treatise of Human Nature (OUP), ed. by L. A. Selby-Bigge, 2nd ed., 1978, pp. 516 & pp. 469.

- (4) Hare, R. M., Moral Thinking (OUP), 1981, pp. 6.
- (5) ibid.

へア自身,道徳的思考に於ける「論理でも事実認識でもない純粋な評価あるいは指令」という第3の要素を認めている.

cf. Hare, R. M., The Language of Morals (OUP), 1981, ch. 4.

 (6) ヘアは道徳判断の特質として、この指令性と普遍化可能性に加え、「優越性 (overridingness)」を挙げている.
 Hare, R. M., Moral Thinking (OUP), 1981, pp. 55.

(7) 普遍的理性存在とは、制度的道徳の要請に従って、多様性を帯びた自己や他

- (イ) 首処内理性存在とは、病反的危心の安崩に促って、少禄住を前のた日日(12) 者、その意志や身体、そして、個別的な世界内の諸事象や状況の一切を、制度の枠組みの中に秩序づけ、組織化せんとする普遍的主観と言うべきものである。謂わば、超越論的主観に類するものであり、そこでは自己(この私)の人格性は完全に破棄されてしまっている。
- (8) 心理的な意志の弱さの典型として、ヘアは、無抑制 (akrasia) に対して厳し い批判を浴びせている.

Hare, R. M., Freedom and Reason (OUP), 1963, pp. 77-85.

(9) ヘアによれば、「道徳の休日」とも称される「意志の弱さ」は、道徳的思考の直観的レヴェルに於ける一見自明な諸原則相互の単なる衝突と看做される。そして、この衝突は、それら諸原則に優越する批判的レヴェルの道徳原則(普遍的指令的な原則)によって調停されるのである。こうしてヘアは、優越性という概念装置を駆使して、意志の弱さをどこまでも道徳の制度の枠組みに収めようとしているように思われる。

Hare, R. M., Moral Thinking (OUP), 1981, pp. 57-62.

(10) 「行為者が、各々の理由づけにしたがうなら相互に両立不可能な行為へ導か

れる,ということに気づき,つねに,この純然たる意味における葛藤が生ず る.このような場合,争いや不安の感情は本質的ならざる脚色にすぎない. すでに十分明らかなように,この意味における葛藤があるときにのみ自制の 欠如が存在しうる.」. D・デイヴィドソン『行為と出来事』(服部裕幸・柴田正良訳,勁草書房,

- 1990年)p. 47.
- (11) 道徳的判断の理由づけに対する一つの解答の在り方としての「形式的理由」は、ここで見受けられるように、論理的トートロジーとなることを免れ得ない.だが、これは非難される筋合のものではなく、逆に、このようにトートロジカルであることが道徳的判断の成立要件と看做されて然るべきである.
- (12) こうした「道徳的」と「倫理的」とを意図的に区別する仕方は、次に挙げる 論文・著作においても見受けられる.但し、本論の立場は、前者の論文のも のに極めて近しいものであるが、後者の著作については、その区別の仕方自 体が一種の道徳の制度内部(合理的理性主義、或いは功利主義的立場)で為 されていると思われるが故に、本論のものとは異質なものと言えるだろう. Guzzoni, U., 'Überlegungen zur Frage nach einer Ethik', in Veränderndes Denken (Verlag Karl Alber), 1985, pp. 75–101.
 Williams, B., Ethics and the Limits of Philosophy (Fontana Press), 1985.
- (13)本論にて強調される「自己(この私)」は、果たして永井均氏が述懐する(私)と同一のものを指しているのか、との疑問がここで呈されるかもしれない(実際、そのように問われもしたのだが).事実、筆者は予て氏の著作や論文に触れており、そこから多くの示唆を受けていることも確かである.だが、筆者には、氏の言わんとすることを理解していると断言するだけの確証はない.よって、先の疑問に対しては、同一であるとも、また、全く別物だとも、何とも答えようがないのである.代わりに、本論に於ける「自己」に関して、隠喩的な形ではあるが、一言述べておくことにする(詳しくは後論に譲りたい).
 図らずもギューゲスの指環を手に入れてしまった自己(この私)は、普遍的理性存在者たることから逃れ、現今の世界から自らの姿を隠す.そして、この自己は、道徳を前にした単独者として、自らの道徳的に「存在する」こと

を語るのである.と同時に、それは世界の相貌(見え方)の変化を意味している.この意味に於いてのみ、自己は人格を担い得るのである.

(14) L・ウィトゲンシュタイン『哲学探求』(藤本隆志訳,ウィトゲンシュタイン全集第8巻,大修館書店,1976年)659節.

- (15) 後に言及しているように、「世界の変換」とは言っても、それは「世界の相貌(見え方)」が変換することを意味しているのであって、何も世界自体の(論理)形式や内容が変わるということを述べている訳ではない.
- (16) F・ニーチェ『道徳の系譜』(木場深定訳,岩波書店,4964年).
 第2論文「負い目」・「良心の疚しさ」・その他-2, p. 64.
- (17) M・ハイデガー『存在と時間』(原佑・渡辺二郎訳,世界の名著第62巻,中 央公論社,1971年).

第1章第9節現存在の分析論の主題-2, p. 121.